

選考採用試験（係長級）

小論文試験課題（60分）

注意事項

1. 問題の解答は、別紙の原稿用紙に記入してください。
2. 原稿用紙に、氏名を忘れずに記入してください。

【問】知的財産侵害物品の取締りについて、以下の設問に対して 600 字程度で論じてください。

知的財産侵害物品とは、商標権、意匠権、特許権、著作権のような知的財産権を侵害する物品や不正競争防止法に違反する物品のことです。知的財産侵害物品は、けん銃や麻薬などと同じように、法律により輸入が禁止されています。

令和4年3月には、関税法が改正され、海外の事業者が郵送等により国内に持ち込む模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）は、個人使用目的で輸入されるものであっても、税関の水際取締りの対象となりました。

このように、税関では、知的財産侵害物品の水際での取締りを強化しています。税関における知的財産侵害物品の差止状況を簡潔に言及の上、なぜ知的財産侵害物品を取り締まる必要があるのか、あなたの考えを述べてください。

資料①

「模倣品の水際取締り強化！令和4年（2022年）10月1日施行」

出展：税関ホームページ

(https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/d_010/index.html)

模倣品の 水際取締り強化!

令和4年(2022年)10月1日施行

個人で使用する場合であっても、
海外の事業者から
送付される模倣品

(商標権又は意匠権を侵害するものは、
輸入できません!!)



令和3年5月に改正された商標法及び意匠法において、
海外の事業者が模倣品を郵送等により日本国内に持ち込む行為は
商標権及び意匠権の侵害行為となることが明確化されました。

これを受けて、令和4年3月に関税法が改正され、
海外の事業者が郵送等により日本国内に持ち込む
模倣品(商標権又は意匠権を侵害するものは、輸入できなくなりました。

模倣品を輸入しようとする...??

税関が知的財産侵害物品に該当すると思われる模倣品を発見した際には、その模倣品が知的財産侵害物品に該当するか否かを認定するための手続(認定手続)を行います。認定手続を行う際には、輸入者の皆様に認定手続を開始することを書面で通知します。また、認定手続において知的財産侵害物品に該当しないことを主張される場合には、その旨を証する書類を提出いただきます。知的財産侵害物品に該当しないと認定されれば、貨物の輸入が許可されます。



認定手続について →



知的財産侵害物品とは

知的財産侵害物品とは、商標権、意匠権、特許権、著作権のような知的財産権を侵害する物品や不正競争防止法に違反する物品のことです。知的財産侵害物品は、けん銃や麻薬などと同じように、法律により輸入が禁止されています。ブランドのマークやブランド名、キャラクター、商品の形状などを真似して、本物であるかのように作られた模倣品などが含まれ、バッグ、財布、衣類、靴やスマホケースなど、品目は多岐にわたります。

個人で使うものなのですか...??

個人で使用する場合であっても、海外の通販サイトで購入した場合など、海外の事業者から送付される物品が商標権又は意匠権を侵害する模倣品である場合は輸入できません。税関による没収の対象となります。国内の通販サイトで購入した場合であっても、海外から直接送付されることもあるため、ご注意ください。



没収された場合、返金してもらえるの...??

購入代金の返金については税関では対応いたしかねます。商品を購入した通販サイト等にお問い合わせください。



輸入者に罰則はあるの...??

今般の商標法、意匠法及び関税法の改正を受けて、取締りが強化されることになっても、輸入者に事業性がなければ罰則の対象とはなりません。ただし、海外の事業者から郵送等で送付される模倣品(商標権又は意匠権を侵害するもの)は、輸入できません。なお、輸入者に事業性がある場合には、従来どおり、罰則の対象となります。罰則:10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれを併科

なぜ知的財産侵害物品を買ってはいけないの...??

知的財産侵害物品は、本物を製造・販売している企業の利益を害するなど、経済へ悪影響を及ぼし、知的財産侵害物品の販売によって得られた利益は、犯罪組織の資金源となっているといわれています。また、知的財産侵害物品は安全性が確保されておらず、医薬品や化粧品、バッテリーや子供のおもちゃなど、使用することにより健康や安全を脅かす危険性のあるものも多くあります。

01

「値段」

極端に値段が安い商品には注意する

02

「保証書」

品質・取扱表示、保証書の内容が正しく記載されているかよく確認する

03

「素材や状態」

素材や縫製、包装状態などから商品の吟味をしっかり行う

04

「信頼」

アフターサービスを受けてくれるなど、信頼できるお店で購入する

税関は、知的財産侵害物品を
水際で厳しく取り締まっています

その他、知的財産侵害物品の
取締りに関する情報
ビデオ映像でのご紹介 →



その他の税関のお仕事
ビデオ映像でのご紹介 →

問合せ先

東京税関 業務部 知的財産センター

電話：[03-3599-6260](tel:03-3599-6260)

メールアドレス：tyo-gyomu-chizai@customs.go.jp

※お問合せの前に、念のためご参照ください：[よくあるご質問](#)



FAKE ZERO PROJECT

China Customs Japan Customs Korea Customs



〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 (財務省関税局)

電話番号：03-3581-4111 (代表)

Copyright(C) 財務省

資料②

「令和3年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」抜粋

輸入差止件数が 2 年連続で 2 万 8 千件超え

(令和 3 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況)

財務省は、令和 3 年の全国の税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

全体：輸入差止件数が 2 年連続で 2 万 8 千件超え

- 輸入差止件数は 28,270 件で、前年と比べて 6.7% 減少したものの、高水準で推移しています。
- 輸入差止点数は 819,411 点で、前年と比べて 39.1% 増加しました。

仕出国（地域）別：中国来の輸入差止件数が引き続き最多

- 仕出国（地域）別の輸入差止件数では、中国が全体の 77.4%（21,885 件）を占め、引き続き高水準で推移しています。

品目別：健康や安全を脅かす危険性のある物品の輸入差止めが継続

- 使用又は摂取することにより、健康や安全を脅かす危険性のある、電気製品、医薬品、自動車付属品などの輸入差止めが続いています。
- 電気製品の輸入差止点数は 104,848 点で、前年と比べて 62.0% 増加しました。
- 医薬品の輸入差止点数は 21,502 点で、前年と比べて 579.2% 増加しました。

(注) 「輸入差止件数」は、税関が差止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。
「輸入差止点数」は、税関が差止めた知的財産侵害物品の数です。
例えば、1 件の輸入申告又は郵便物に、20 点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1 件 20 点」として計上しています。

税関は令和 4 年 11 月 28 日、150 周年を迎えます。

【問い合わせ先】財務省関税局業務課 知的財産調査室

代表：03-3581-4111（内線）5398、5572



水際で守る 日本の未来

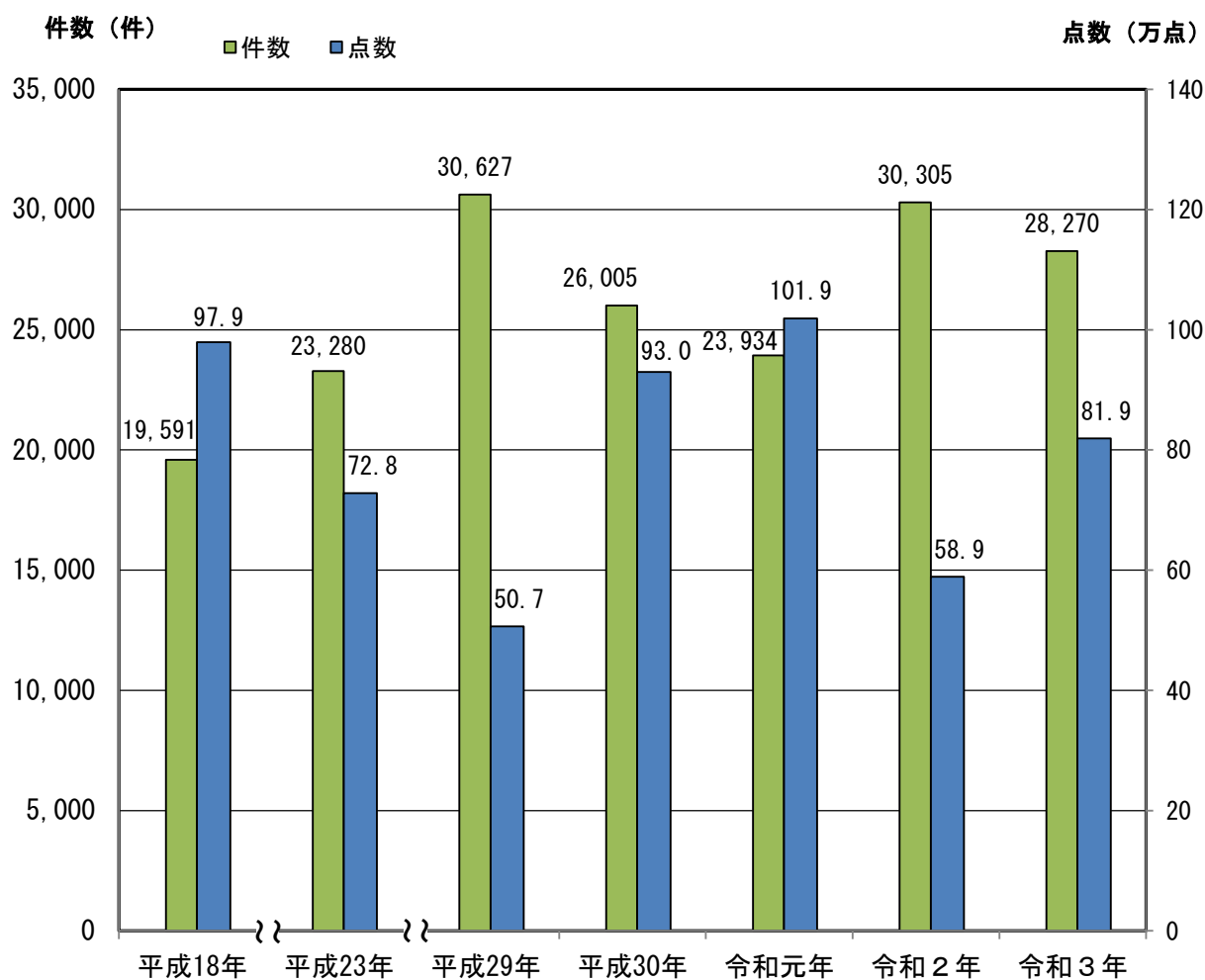
令和3年の税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）

- 輸入差止件数は、28,270件（前年比6.7%減）でした。
- 輸入差止点数は、819,411点（前年比39.1%増）でした。
- 1日平均で、77件、2,244点の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることとなります。
- 輸入差止価額は、推計で約164億円に上ります。

（注1）「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。
例えば、1件の輸入申告又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上しています。

（注2）「輸入差止価額」は、正規品であった場合の推計価額です。

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移

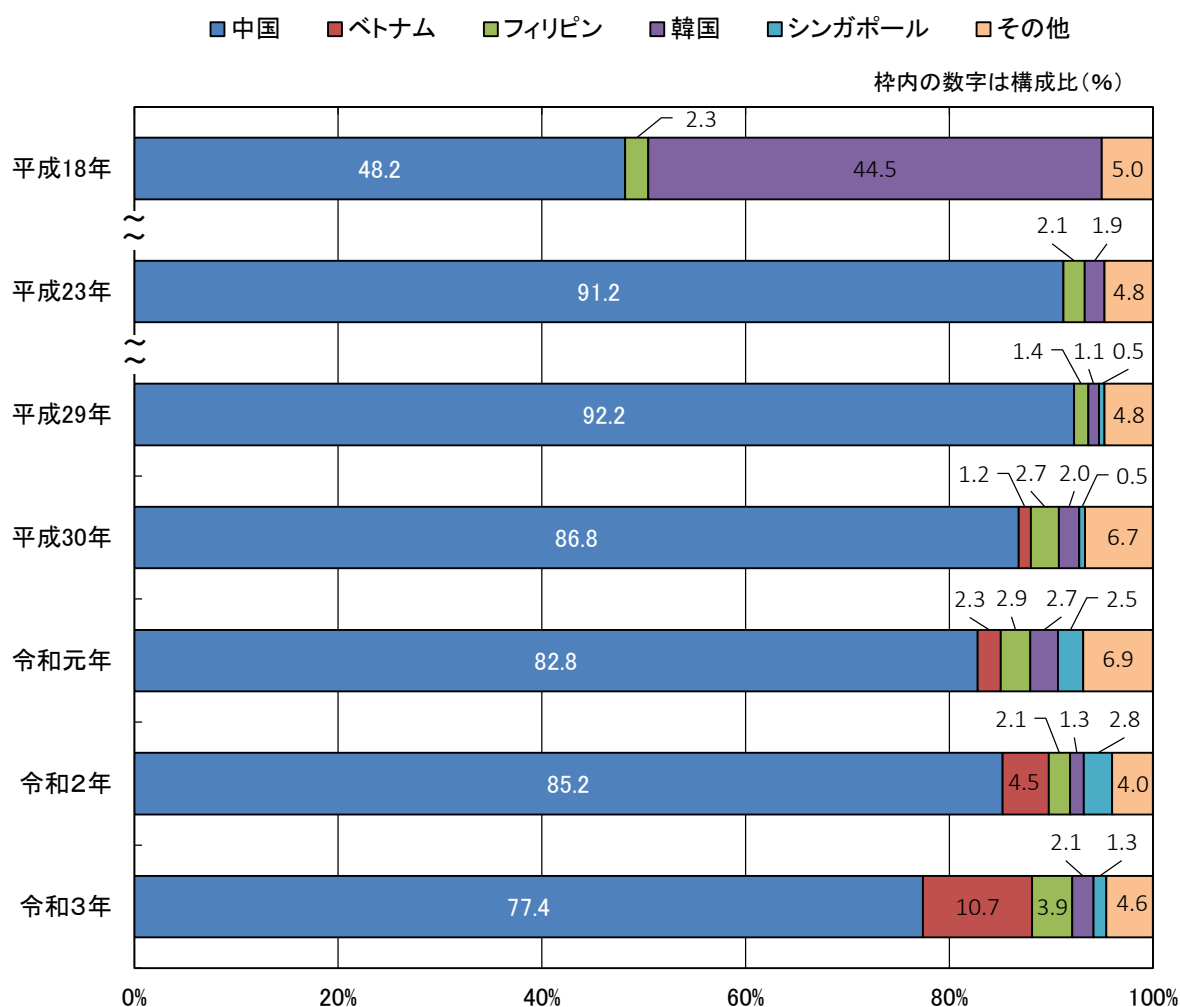


（注）令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示します。

○ 仕出国（地域）別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが21,885件（構成比77.4%、前年比15.3%減）で、引き続き高水準にあります。次いでベトナムが3,033件（同10.7%、同120.7%増）、フィリピンが1,112件（同3.9%、同75.1%増）、韓国が589件（同2.1%、同45.1%増）でした。
- 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが615,539点（構成比75.1%、前年比50.0%増）、次いでベトナムが91,303点（同11.1%、同219.0%増）、香港が38,554点（同4.7%、同33.7%減）、フィリピンが29,116点（同3.6%、同79.6%増）でした。
- 件数・点数ともに中国を仕出しとするものの構成比が依然として高くなっているほか、ベトナムを仕出しとするものが増加し、件数・点数ともに構成比が10%を超えています。

仕出国（地域）別 輸入差止件数構成比の推移



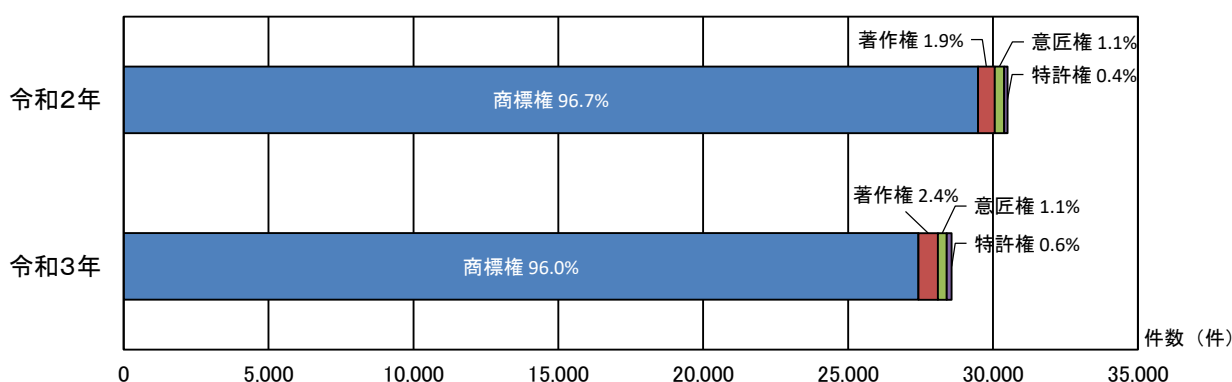
(注1) 構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(注2) ベトナム及びシンガポールを仕出しとするものについて、0.5%未満の年は「その他」に含めます。

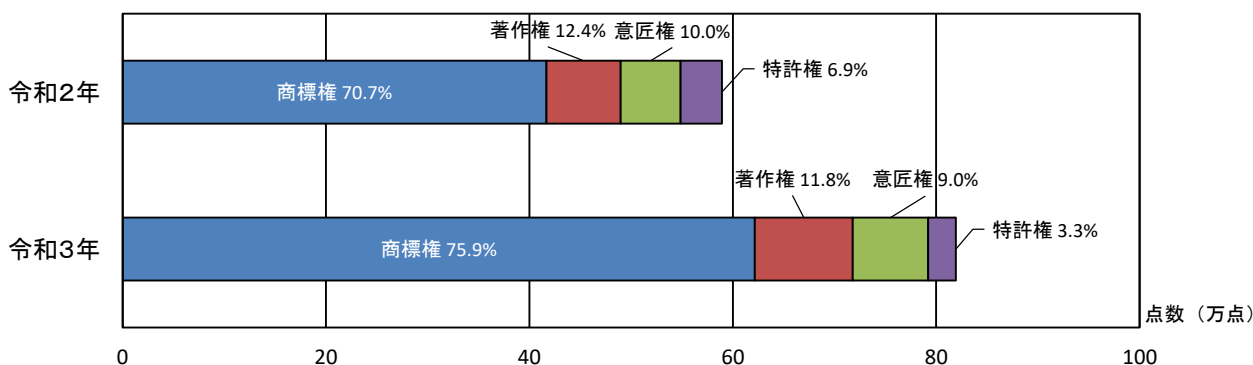
○ 知的財産別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が27,424件（構成比96.0%、前年比7.0%減）で、引き続き全体の大半を占め、次いで偽キャラクターグッズなどの著作権侵害物品が674件（同2.4%、同17.0%増）でした。
- 輸入差止点数についても、商標権侵害物品が621,684点（構成比75.9%、前年比49.2%増）で、全体の大半を占めており、次いで著作権侵害物品が96,345点（同11.8%、同31.6%増）でした。

知的財産別輸入差止実績構成比の推移（件数ベース）



知的財産別輸入差止実績構成比の推移（点数ベース）



(注1) 構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(注2) 各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

商標権：商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

著作権：創作されたキャラクターや音楽CD等の「著作物」

意匠権：意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

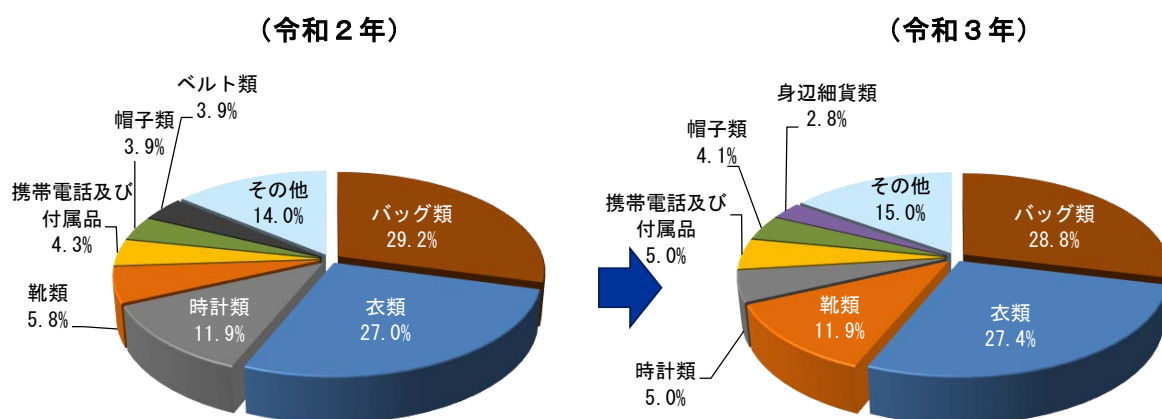
特許権：特許法に基づき特許登録された「発明」

税関では、各権利を侵害するものを輸入してはならない貨物として、取締りを行っています。

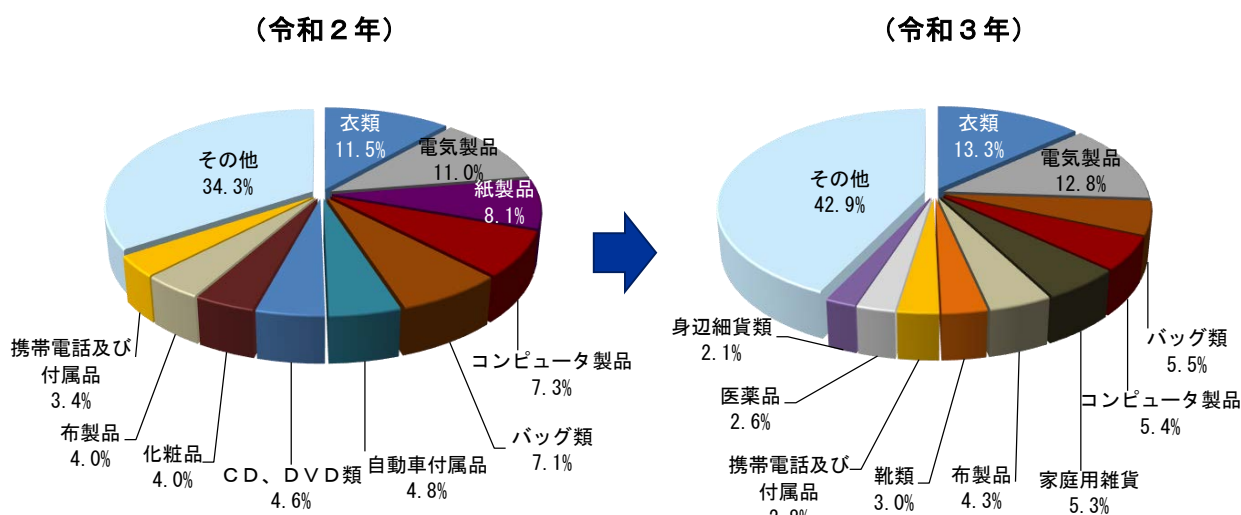
○ 品目別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、財布やハンドバッグなどのバッグ類が9,570件（構成比28.8%、前年比3.6%減）と最も多く、次いで衣類が9,088件（同27.4%、同0.9%減）、靴類が3,934件（同11.9%、同100.5%増）、時計類が1,672件（同5.0%、同58.8%減）でした。
- 輸入差止点数は、衣類が108,684点（構成比13.3%、前年比60.8%増）と最も多く、次いでイヤホンなどの電気製品が104,848点（同12.8%、同62.0%増）、バッグ類が44,984点（同5.5%、同7.1%増）、コンピュータ製品が44,110点（同5.4%、同2.8%増）でした。

品目別輸入差止実績構成比の推移（件数ベース）



品目別輸入差止実績構成比の推移（点数ベース）

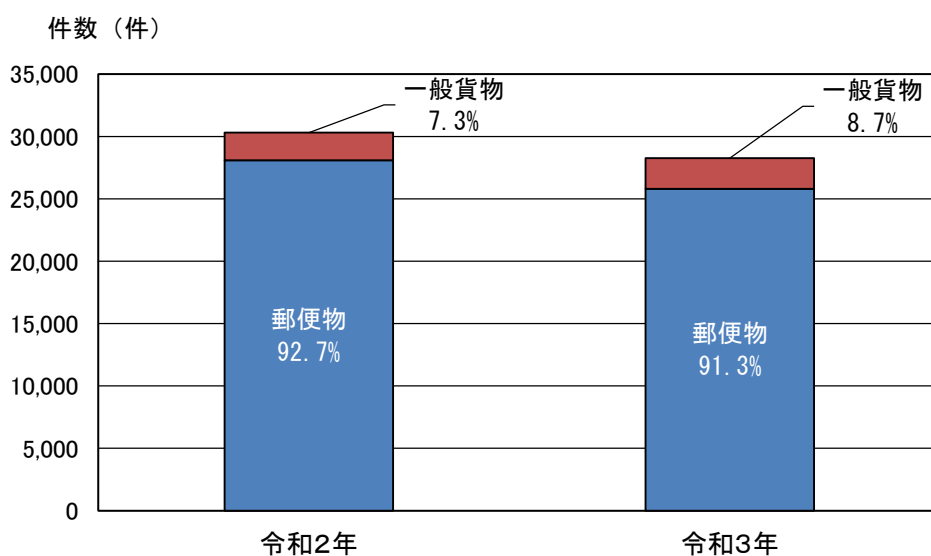


(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

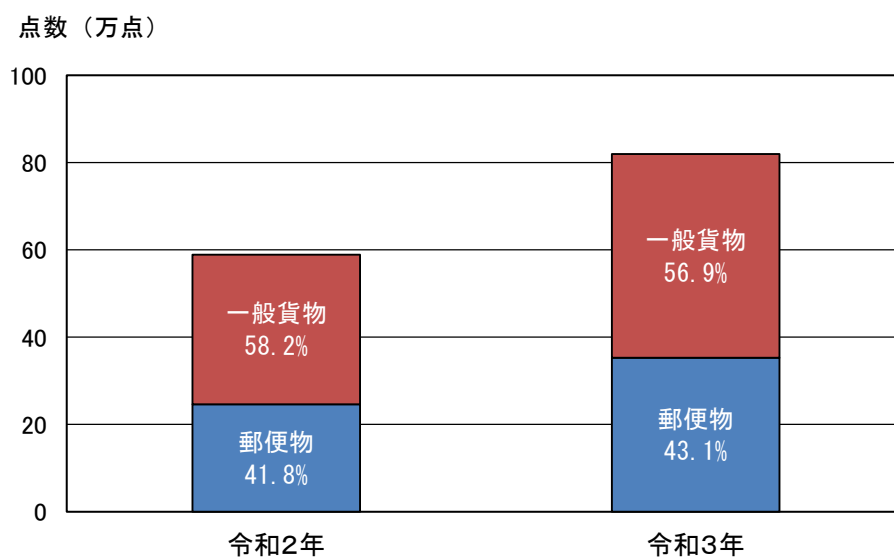
○ 輸送形態別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、郵便物が大半を占めており、郵便物が25,815件（構成比91.3%、前年比8.1%減）、一般貨物が2,455件（同8.7%、同10.8%増）でした。
- 輸入差止点数は、郵便物が352,991点（構成比43.1%、前年比43.4%増）、一般貨物が466,420点（同56.9%、同36.0%増）でした。

輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（件数ベース）



輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（点数ベース）



税関で輸入を差し止めた侵害物品の例

◆輸入差し止めが多い物品

衣類、イヤホン等が差止品目の上位を占めています。

スマートフォンケース(商標権)



イヤホン(意匠権)



スマートフォン等のグリップ・スタンド(特許権)



ゲーム機用操作器(意匠権)



Tシャツ(商標権)



腕時計(商標権)



バッグ(商標権)



帽子(商標権)



税関で輸入を差し止めた侵害物品の例（つづき）

- ◆令和3年に輸入差し止めが増加した物品
「家庭用雑貨」、「運動用具」等の差し止めが増加しました。

クッション(著作権)



箸(商標権)



ペット用マッサージ器具(特許権)



トレーニング器具(意匠権)



薬剤の包装ラベル(商標権)



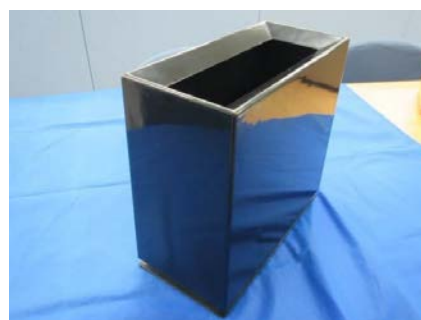
グリップテープ(商標権)



テープカセット(特許権)



ごみ箱(意匠権)



税関で輸入を差し止めた侵害物品の例（つづき）

◆健康や安全を脅かす危険性のある物品

これらの侵害物品の使用又は摂取は、消費者の健康や安全を脅かす危険性があります。

マスク(商標権)



バッテリー(商標権)



エアゾル生成装置のカートリッジ(特許権)



医薬品(商標権)



電気かみそり用替え刃(商標権)



姿勢保持器具(意匠権)



柱材支持具(意匠権)



自動車用リヤラダー(意匠権)



告発事例

事例1 著作権を侵害する「鬼滅の刃」DVDの密輸入事犯を告発。

東京税関は、茨城県警察と共同調査を実施し、著作権を侵害する「鬼滅の刃」の映像が記録されたDVD（合計175セット、525枚）をマレーシアから密輸入しようとした日本人3名を関税法違反で告発しました。（令和3年2、3月）



事例2 商標権を侵害する充電用ケーブルの密輸入事犯を告発。

函館税関は、北海道警察と共同調査を実施し、商標権を侵害する充電用ケーブル1,000点を中華人民共和国から密輸入しようとした日本人1名を関税法違反で告発しました。（令和3年11月）



事例3 著作権を侵害する金具(チャーム)の密輸入事犯を告発。

神戸税関は、広島県警察と共同調査を実施し、著作権を侵害する金具(チャーム)252点をシンガポール共和国から密輸入しようとした日本人1名を関税法違反で告発しました。(令和3年1月)



事例4 商標権を侵害する衣類の密輸入事犯を告発。

名古屋税関は、愛知県警察と共同調査を実施し、商標権を侵害する衣類30点を中華人民共和国から密輸入しようとしたフィリピン人1名及び法人1社を関税法違反で告発しました。(令和3年2月)



差止回避工作事例

税関による差止めを回避するためと思われる工作を施した事例も見受けられます。

事例1 靴の中敷きの間に商標権を侵害する腕時計を隠匿していた事例。



(開披した状況)



(収納物を取り出した状況)



(靴の中敷きの間から腕時計を発見)



(商標権を侵害する腕時計を発見)

事例2 マッサージ器の中に商標権を侵害する腕時計を隠匿していた事例。



(開披した状況)



(マッサージ器を取り出した状況)



(マッサージ器の中)



(商標権を侵害する腕時計を発見)

事例3 他の物品の外箱の中に意匠権を侵害するイヤホンを隠匿していた事例。



(外箱の中から別の外箱等を発見)



(外箱の中身を取り出した状況)



(意匠権を侵害するイヤホンを発見)

事例4 電動ドライバーの標章部分をシールで覆い隠していた事例。



(収納物を取り出した状況)



(シールを剥がしたところ、別の標章を発見)



(参考) 差止申立ての状況

- 令和3年末時点において税関が受理している輸入差止申立ての件数は703件で、前年に比べて0.6%増加しました。
- 知的財産別では、商標権の申立てが434件（構成比61.7%、前年比3.1%増）、次いで意匠権の申立てが123件（同17.5%、同2.4%減）、著作権の申立てが90件（同12.8%、前年と同数）、特許権の申立てが34件（同4.8%、同36.0%増）となっています。
- 輸出差止申立ての件数は、商標権9件、意匠権1件となっています。

(注) 知的財産の権利者は、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸出又は輸入されようとする場合には、当該貨物について侵害物品かどうかを認定する手続きを執るべきことを、税関長に対し申し立てることができます。

(参考) 税関が受理している輸入差止申立ての例（写真は全て真正品）

<p>ブラザー工業株式会社 テープカセット（特許権）</p> 	<p>ソニーグループ株式会社 バッテリー（特許権）</p> 	<p>株式会社MTG ヘアアイロン（意匠権）</p> 
<p>株式会社オークローンマーケティング 空気冷却器（意匠権）</p> 	<p>株式会社マーナ 手提袋（意匠権）</p> 	<p>任天堂株式会社 ぬいぐるみ（商標権）</p> 
<p>ダイソン テクノロジー リミテッド ヘアドライヤー及び付属品等（商標権）</p> 	<p>株式会社ナブラ 化粧品（商標権）</p> 	<p>アニエスベージュジャパン株式会社 かばん類（商標権）</p> 
<p>紀陽除虫菊株式会社 家庭用消臭剤（商標権）</p> 	<p>株式会社エアウィーヴ クッション（商標権）</p> 	<p>株式会社マキタ 充電器（意匠権）</p> 